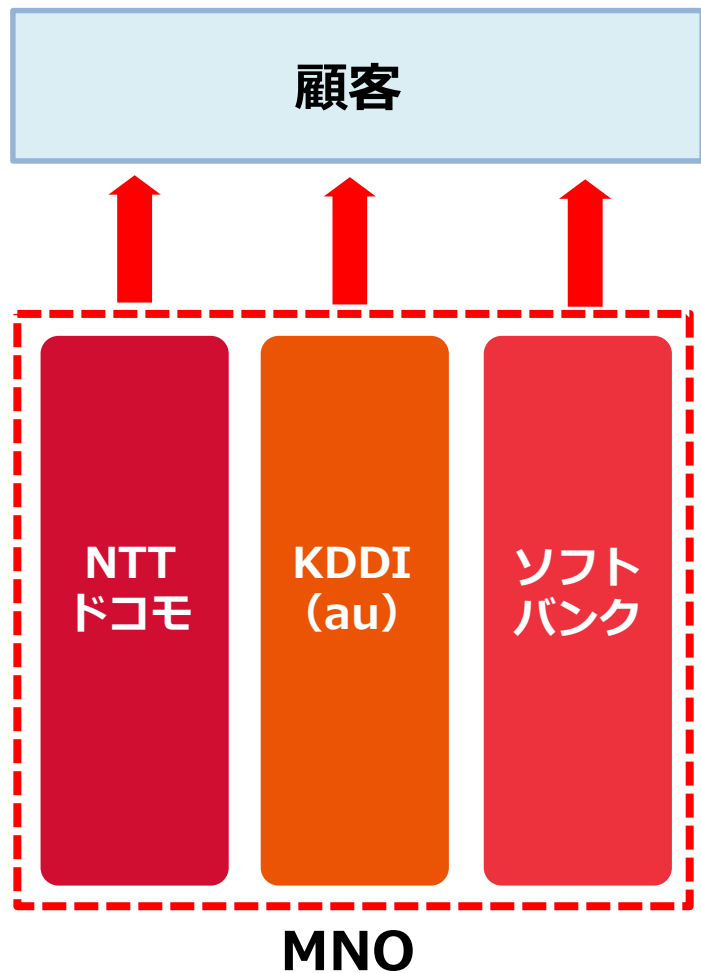


「公正な競争環境で戦わせてください！」 MVNOからの切なる願い

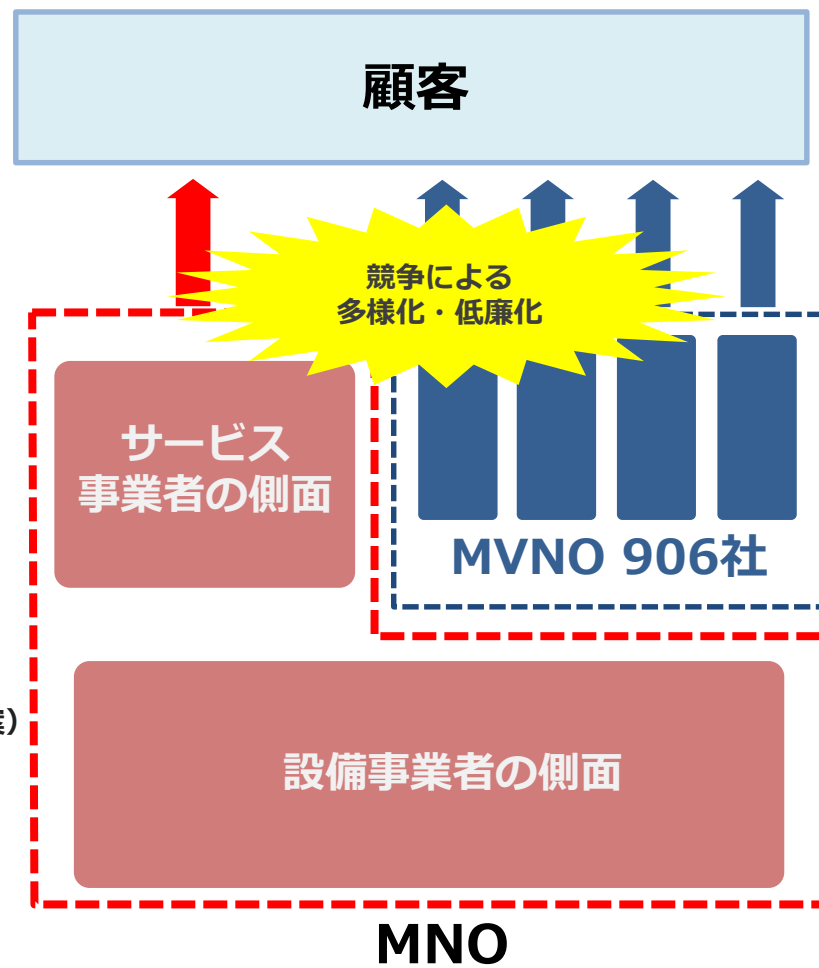
2018年10月18日
日本通信株式会社

Before



2007年11月
総務大臣裁定
(ドコモ・日本通信事案)

After



- **MNOとMVNOとでは、歴然とした力の差**
民々の協議では進展しない
- **MNOに対する規制・制度面は弱い**
現行規制・制度に頼れない
- **監督官庁による調査権が必要**
公正な競争環境を作るリーダーシップが期待されている

電気通信事業法第34条3項の4

接続料（第二種指定電気通信設備との接続の場合）は「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものをこえるものであるとき」は、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる

< 能率的な経営の下 >

設備投資額は例年ほぼ同額なのに対して、伝送キャパシティは等比級数的に増加している。したがって、単位キャパシティ当たりのコストは例年低減している。

全国をカバーした基地局設備の上に、新たな、かつキャパシティ単位ではよりコスト効率が高い設備を投資していることから、当然の結果であり、当然の傾向である。

この事業構造を理解し、能率的な経営を行っているはずのMNOは、先々のキャパシティコストを見ながら経営していると思料される。

< 原価 >

原価とは、サービスや製品の売上げに対応する費用であり、競争環境において最も重要なのは、プライシングの根拠として使っている費用であるということである。

上述の通り、キャパシティ当たりの原価が大幅に減少している事実は接続料算定式に反映されるべきである。

MNOのユーザ料金は、MNOのみが持つ将来原価情報に基づきプライシングされていると考えられ、接続料予見性に関して、MVNOと大きな情報格差がある。

今後もモバイル通信が発展していくであろうことを踏まえて、**将来原価方式を採用するのが適切**であると思料される。

① 接続料に対するMNOとMVNOの情報格差（つづき）



平成22年（2010年）4月19日に提出した意見申出に関して作成された
行政文書の1頁（MNOの見解）

構成員限り

① 接続料に対するMNOとMVNOの情報格差 (つづき)

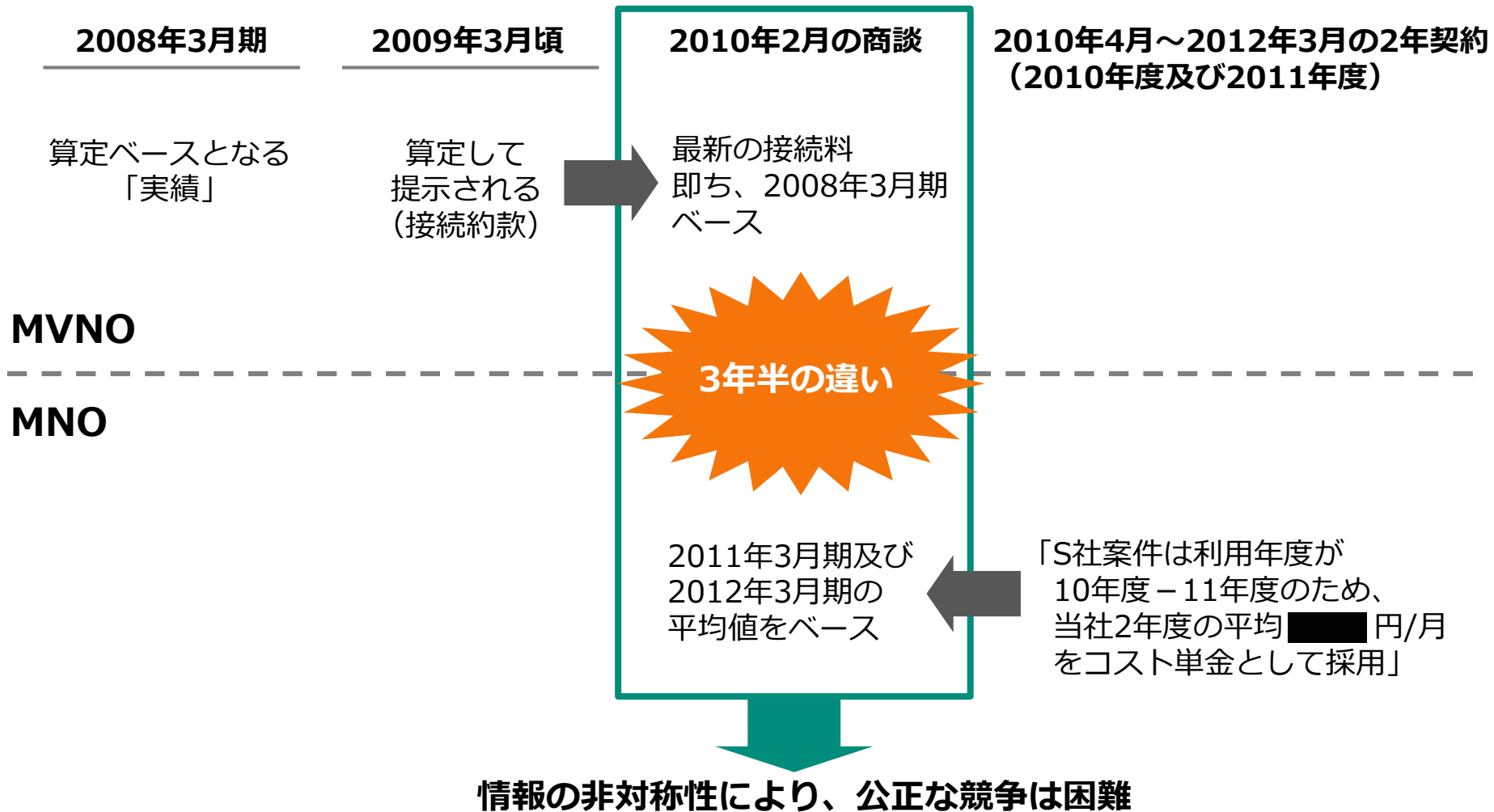


構成員限り

① 接続料に対するMNOとMVNOの情報格差 (つづき)



接続料算定のベースとなる年度の違い



② 接続料算定式の適正化

以下の表は、回線速度が向上してもMNO顧客向け料金はほぼ一定であるのに対して、MVNOが同等速度を確保するのに必要な原価は大幅に上昇していることを示している。

接続料算定式の再検討が必要であり、例えば**増分費用方式の適用が適切**であると考えられる。

実質的な接続料（NTTドコモ）

	2008年	2012年	2014年	2018年
平均速度	666kbps*1	3.87Mbps*2	27.5Mbps*3	190Mbps*4
料金	10,000円*5	10,000円*6	7,000円*7	10,000円*8
年度比較	1.0倍	5.8倍	41.3倍	285.2倍

	2008年	2012年	2014年	2018年
接続料	12,671,760円	2,846,478円	945,059円	552,075円
	↓ ×1.0倍	↓ ×5.8倍	↓ ×41.3倍	↓ ×285.2倍
ドコモと同等の通信品質を維持するための実質接続料（円）	12,671,760円	16,509,572円 1.3倍	39,030,937円 3.1倍	142,545,765円 11.2倍

- *1 日経トレンディ2007年6月号のドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出
- *2 日経トレンディ2012年10月号のドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出
- *3 日経トレンディ2014年6月号のドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出
- *4 NTTドコモがウェブサイトで公開している実行速度計測結果（中央値）

- *5 定額データプラン HIGH-SPEED上限金額
- *6 定額データプラン スタンダード上限金額
- *7 データプラン、データMパック5GB（5GB以降は128kbps）
- *8 データプラン、ウルトラデータLLパック(30GB)（30GB以降は128kbps）

② 接続料算定式の適正化（つづき）

「モバイル接続料算定に係る研究会」（平成25年6月）

「モバイル市場の環境は今も変化しており、事業者間で多様な考え方が存在している。そう遠くない将来に接続料の算定というテーマについて枠組みの議論を行う必要があると感じた。」

「現時点で結論を示すことは必ずしも適当ではないとの議論・判断があり、今後の検討が深まることによって適正な結論が導かれるとの期待が報告書に強く込められている。」

「設備の階梯によって総帯域の考え方が異なる中、データ接続料の需要の分母と分子の関係をどのように整理することが適正か、モバイル市場の成熟度も踏まえ、時宜に適った整理を図ってゆくことを期待したい。」

③ その他の接続料について



a) MVNOの回線管理機能費

現行の回線管理機能費が、au及びソフトバンク（SB）共に88円/回線/月である一方、MNO自身の顧客に対しては、auが40円/回線/月、SBは10円/回線/月という利用者料金事例が開示されている。

これらはLPWA用料金のため単純比較はできないが、内容が類似する参考コストとしては乖離が大きい。

回線管理機能費は、データ使用量が少ないIoT向けには極めて重要であるため、算定方法を精査する必要がある。

b) SIM貸与費用

MVNOがSIMベンダーから直接調達するSIMコストに比べ、接続約款に記載されているSIM料金は遥かに高い。接続料の一部であるSIM料金の算定方法を精査する必要がある。

c) 網改造料

網改造料の見積り詳細はMNOのみが把握できるものである。従前の案件をベースに考えると、見積りの精度に疑問がある。
(例えば、海外では数千万円で実現できることが、日本では数十億円かかっている例が存在する。)
総務省が内容を精査できるしくみ作りが必要である。

(2) 接続料算定の透明性確保

①相互接続と相対契約

電気通信事業法第34条第四項

「第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、第二項の規定により届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない」

仮にこの条項が文字通りに実施されていれば・・・

- 「接続ではなく、卸契約（相対契約）であればより柔軟な料金を出せますよ」といったMNOの発言はないはず
- MVNO間に疑心暗鬼が生じる余地はないはず
「差別的な取扱が行われていると想定せざるをえない。」
- 結果として、MVNOは公正な競争環境の中で切磋琢磨する

電氣的接続を伴う“卸（相対）契約”はすべて「接続」として整理することが妥当

総務省の見解

ドコモにおいて規制された接続料金については従量制課金を採用する一方、ドコモが日本通信に対して帯域幅料金に基づく卸料金を提案したように、原則自由である卸料金については帯域幅課金を採用する場合には、その卸料金水準如何によっては、MVNO間における競争条件をドコモが左右できる立場に立つこととなり、公正競争の確保の観点から問題となる。

2007年11月30日 総務大臣裁定から引用

② 会計分離制度の必要性



二種指定電気通信設備を持つ事業者は、MVNOに対してネットワークを貸出す立場であるのと同時に、市場においては競争事業者でもある。

設備事業者としての側面とサービス事業者としての側面がある中で、サービスを提供する自社サービス部門ないし連結対象子会社へ設備を貸出すのと、MVNOに設備を貸出す条件が同じであれば、通信速度問題や各種価格差問題などほとんどの問題が解決できる。この観点から、**会計分離制度の導入が適切**であると考えられる。

(現時点においても、全ての二種指定電気通信設備を持つ事業者は、設備事業者としての原価を算定した上で接続料を算定し、届出・公表しているため、実際には、内部的に会計分離はほぼ導入されているはずであり、新たな負荷は小さいことが想定される。)

③ 調査権の明示的な付与

能率的な経営が行われているか、また原価が適正に算定されているかを検証するためにはMNOの内部情報が必要であり、そのためには監督官庁に調査権を認めるべきである。

大手の通信事業者間のみで接続が行われていた時代と異なり、900社を超えるMVNOが事業参入している今日、民々の協議のみに頼り、合意を期待するのは難しい。

総務省がMNOへの立ち入り検査を含めた調査権を持って必要に応じて行使できる状態になれば、MNO網のキャパシティ当たり原価の検証・評価など接続制度の効果的運用が可能になると思料される。

(注) 総務大臣裁定、接続命令申立、意見申出のような制度はMNOとMVNOとの法律解釈に関する見解を求めるには適しているが、接続料算定のような理論面及び実践面両者の検討が必要とされる分野において実効性を持たせることは容易ではないと考えます。

(3) 音声卸料金の適正性検証

現在の音声サービスは30秒課金が基本であり、事業者間接続で行われている1秒単位の課金や着信接続料還元のおくみがお用意されていない。

MNOが定額料金を主体としてサービスを展開している中、事業者間協議を通してMVNO向け定額料金の提供を要望しても、MNOは実質的にそれを受け入れず、競争力の無い状態が継続している。

	MNO	MNOサブブランドの格安SIM	MVNOの格安SIM
データ通信	基準データ通信 ただし、端末インセンティブ等が出るなど他の金額条件が存在する	格安データ通信	格安データ通信
音声通信	通話定額 国内通話が24時間無料 2,700円 5分以内の通話が無料 1,700円	通話定額 Y!mobile 1,980円※(10分定額+3GB) UQmobile 1,980円(5分定額+3GB) ※+1,000円で完全定額	MNOからの音声は従量課金のみ



(4) MVNOによる多様なサービスの提供 (当社事例)



① 格安SIM



消費者の通信費用負担を軽減

② モバイルIPフォン



050番号利用で
発着信可能に

東日本大震災後の復旧活動に貢献

③ デュアルネットワーク



④ 都道府県警察・鉄道運行 他

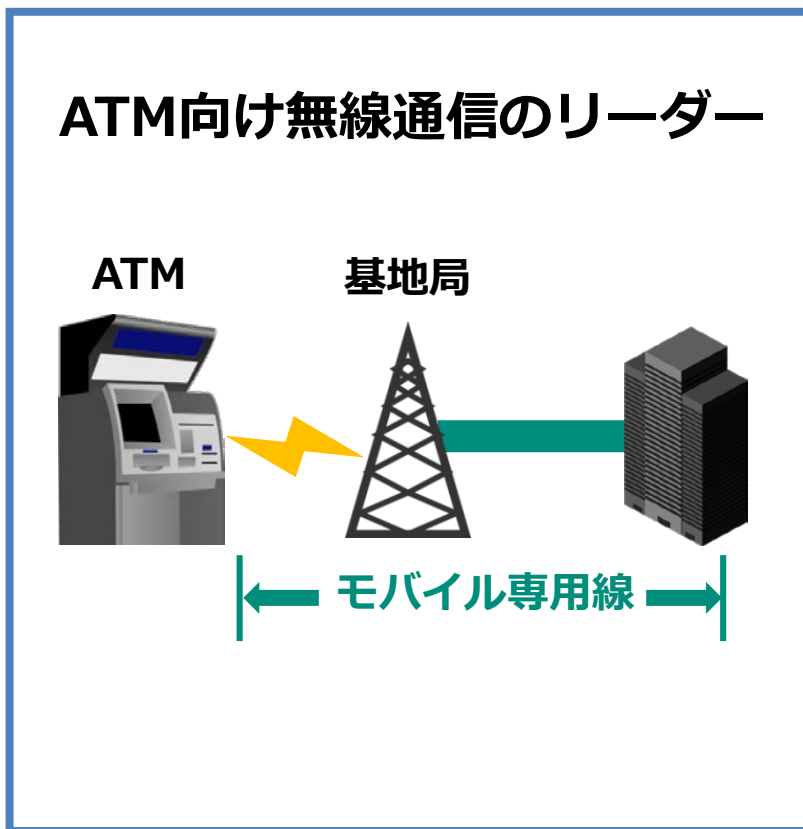
- セキュアな認証
- セキュアな伝送

A **セキュア** B

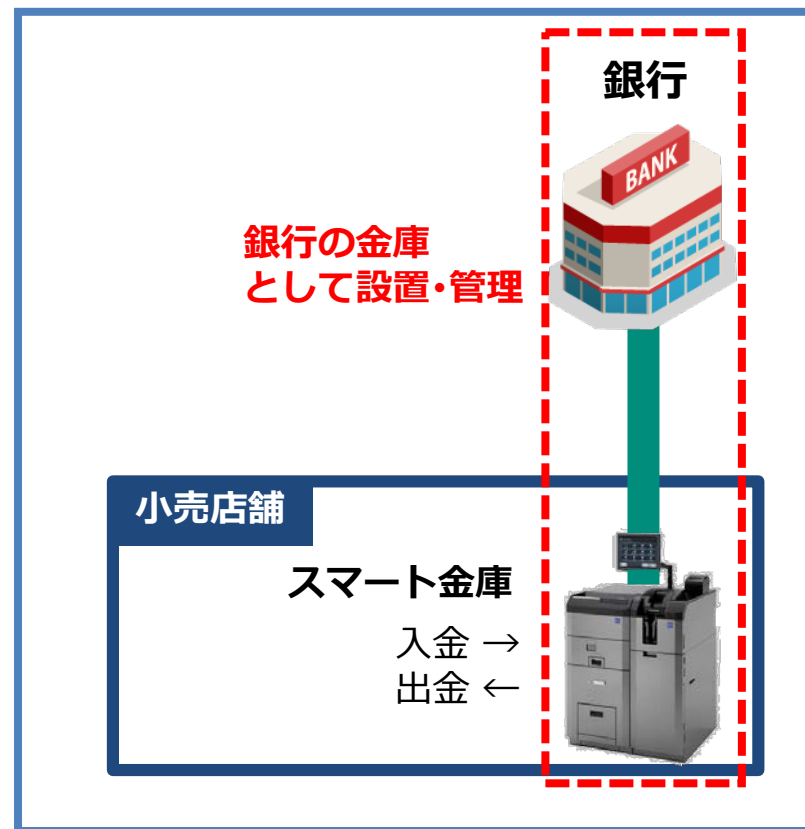
※ 事案の性格上、実際の利用方法について
ご説明することができません

日本で培った技術・ノウハウで米国等において海外市場展開

ATM向けモバイル専用線の提供



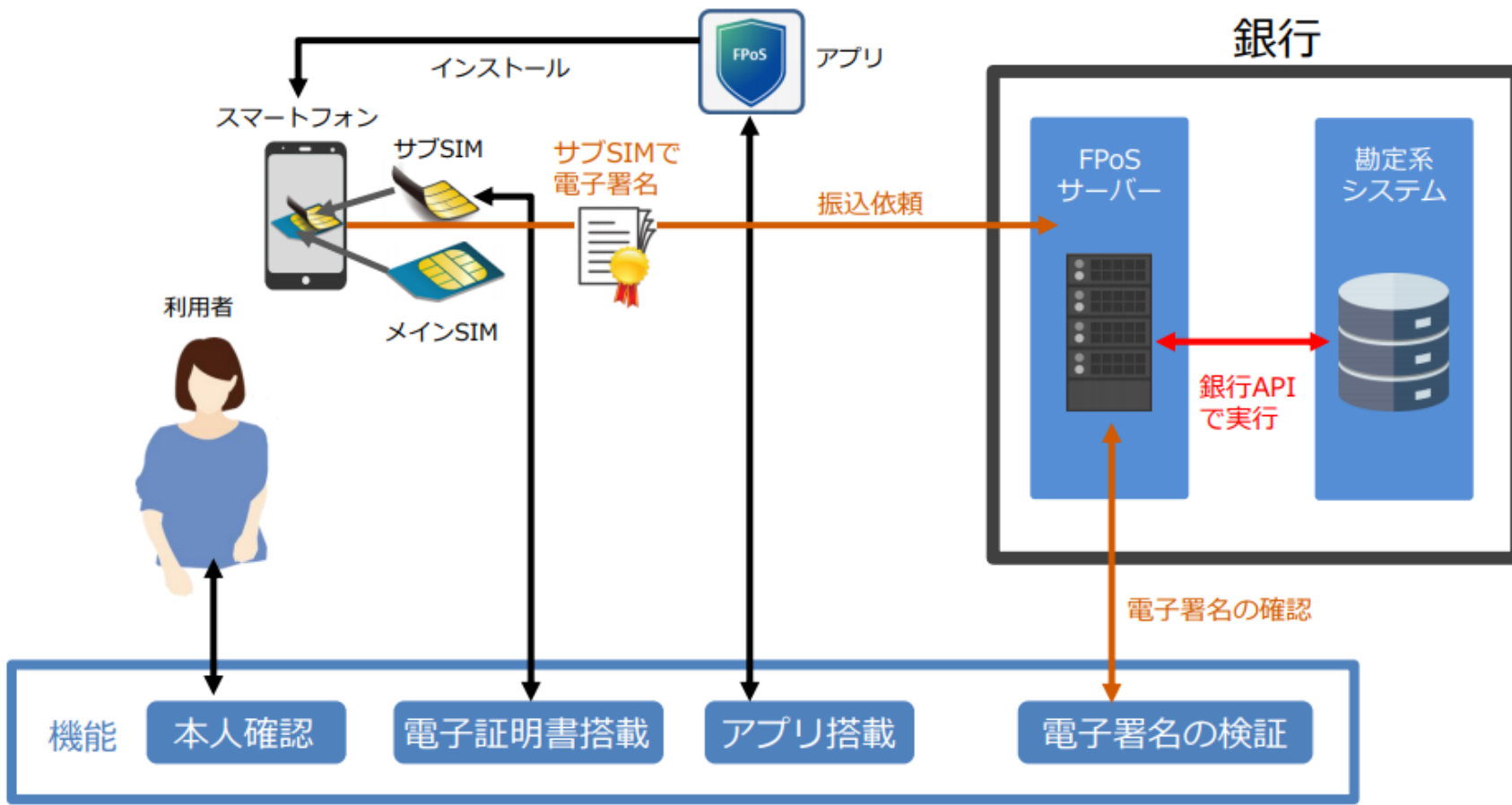
スマート金庫の提供



(4) MVNOによる多様なサービスの提供 (当社事例、つづき)



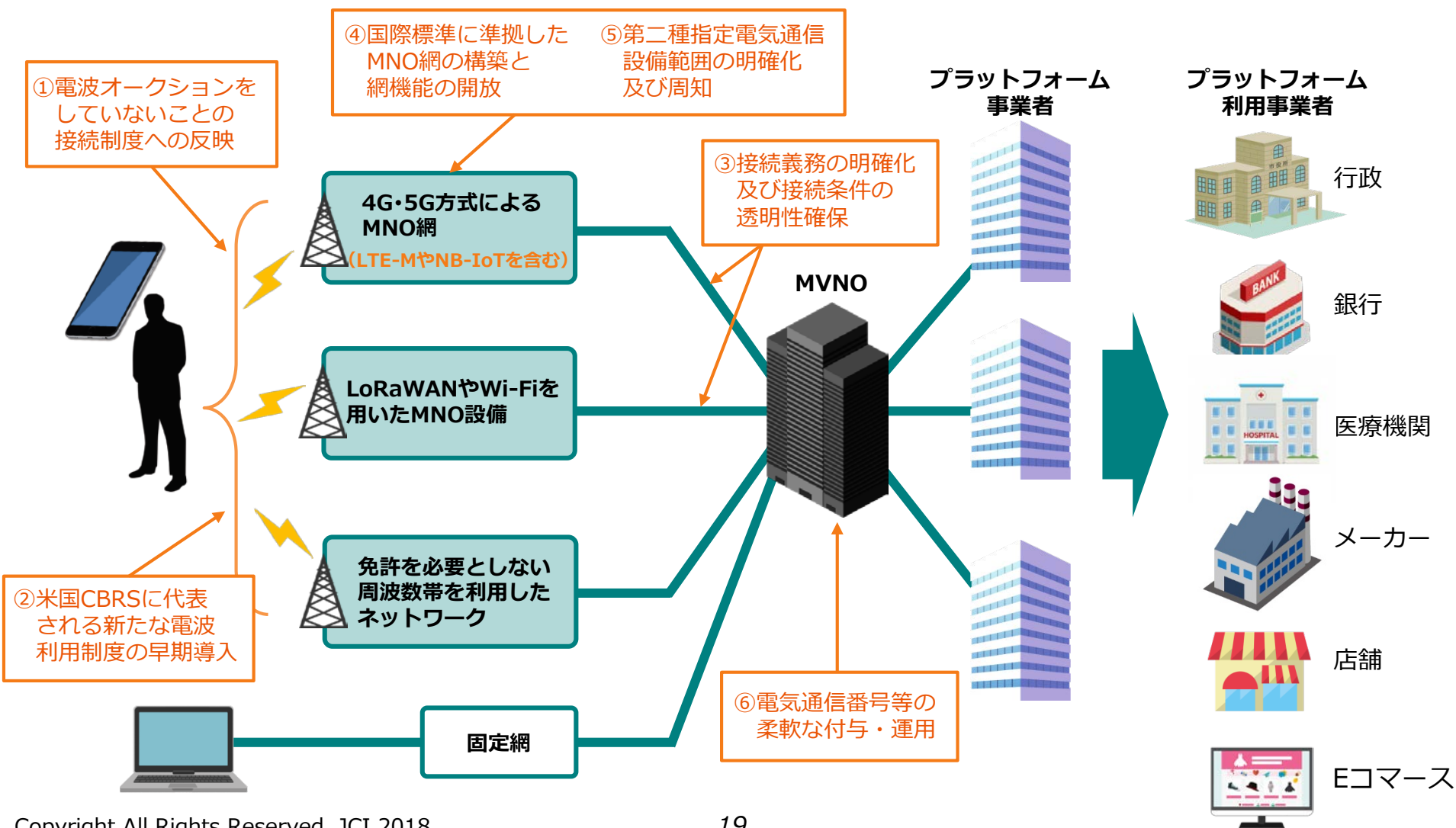
スマートフォンで安全・安心に金融取引を行うためのFPoS (Fintech Platform over SIM)システムについて実証実験を実施している。



FPoSプラットフォーム提供事業者

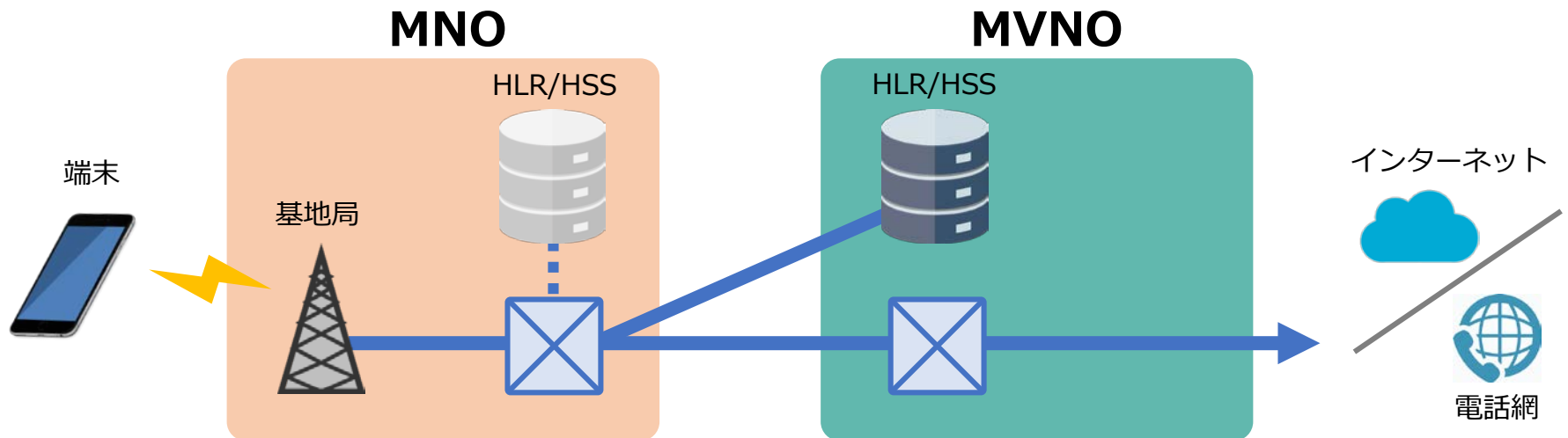
(5) 今後のサービス展開に向けたその他の主要事項

各種LPWA方式やsXGP方式の出現及び5G時代の到来を見据えると、様々なシステムを統合して管理し、その接続性を担保することが重要となる。



③ 接続義務の明確化及び接続条件の透明性確保（事例）

- HLR/HSSを保有すると、様々なSIMカードサービスを展開できる（FinTechなど）。
- 最近、一部のMNOでHLR/HSSを開放する動きがあるものの、その技術条件や網改造費、運用条件については開示されていない。
- 本機能のような基盤機能については、全てのMVNOが同一条件で接続できるよう、速やかに情報開示がなされるべきである。



⑥電気通信番号等の柔軟な付与・運用（事例）

下記のHLR/HSS連携機能に関する協議事例や今後予想される音声接続の実現などを考慮すると、MVNOへの電気通信番号の直接付与などの検討が必要である。

〈HLR/HSS連携機能協議事例〉

「MVNOガイドライン」平成29年度9月版

2. 電気通信事業法に係る事項

(2)MVNOとMNOとの間の関係

2)事業者間接続による場合

イ. 二種指定事業者の提供に係る規律

(ウ)アンバンドル機能等

ウ)開放を推進すべき機能

⑤HLR/HSS連携機能

MNOの主張

電話番号はMNOに付与され、それをMVNOに貸与している



MNOは電話番号管理に関して責任があるため、「接続」はそぐわず、「卸契約」になる



相違

①販売店代理店に対する継続インセンティブ

MVNOはショップ等を運営する代理店に対して、顧客獲得時に獲得インセンティブを支払い、さらに継続利用している一定期間は継続インセンティブを支払っている。これらインセンティブ支払いを通して、MNOがMVNOなど他の電気通信事業者の商品販売を排除したり抑止したりする独占禁止法上の違法行為に及んでいる可能性があるため、実態の解明が必要である。

②端末認証手続きの簡易化

MVNO登場以前においては、数社の携帯事業者が従来型携帯電話やスマートフォンを大量調達し、電波法及び電気通信事業法に基づく認証を取得していた。近年、携帯サービス会社は900社を越え、IoT用端末も多様化しつつある中、端末認証手続きを簡易化し、かつ低コスト化することが通信の発展において重要である。

③半黒SIM（電話番号が書き込まれているが、サービスに供していないSIM）

MNOは自らが定めたルールに基づき、半黒SIMの利用期間や数量制限を行っている。その様態や条件は区々であり、競争政策に直接関係することから、MNO横断的なルールを総務省殿関与の下制定して運用すべきである。

④リピータ利用に関する価格差

サービスエリアを確保するためのリピータ設置について、MNO顧客が要望する場合とMVNOが要望する場合では価格が異なる。公正競争の観点からは是正すべきである。

⑤業務支援システムの機能を電子的に利用する手段（APIの提供）

一部のMNOは、SIMカードの活性化や解約を行う業務支援システムをMVNOの顧客管理システムと電磁的に結合するための手段（いわゆるAPI）を提供している。

しかし、その利用価格は高額であり、また価格根拠が示されていない。他のMNOにおいては、API提供の協議を進めているものの、協議は進展しない。これらAPIの提供有無はMVNOの業務運営に大きな影響を与えるところ、本機能についても総務省殿の積極的な関与が望まれる。